



● 町営住宅入居募集



---

# 申込みのしおり

---

柴田町役場 都市建設課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL (0224) 55-2121

# はじめに

この“申込みのしおり”は町営住宅の入居者を募集する際の入居資格・基準等についての説明をしております。

町営住宅の申込みをされる場合、収入基準をはじめ、様々な制限がありますので、この“申込みのしおり”を最後までお読みになったうえで、ご希望の住宅を申し込んでください。

## 目 次

● 申込みから入居まで .....	1
● 申込み条件について .....	2
● 入居収入基準早見表 .....	4
● 申込みをされる方へのご注意 .....	5
● 申込み資格の確認 .....	6
● 各種控除の内容及び控除額 .....	8
● 収入計算書 .....	9
● 申込みに必要な書類・入居手続きのときに必要な書類 .....	14
● 入居後の家賃及び収入申告について .....	16
● 町営住宅の概況及び使用料（家賃）一覧 .....	17
● 町営住宅位置図 .....	末

# 申込み資格の確認

## ◆世帯で(又は婚約で)申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)
2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。
3. 現在同居中、又は同居予定の親族がいること。(同居予定者が婚約者の場合は、3ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。)

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

2人以上で  
申し込みの場合

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から2級までの方がいる世帯。
- ③ 知的障がいの程度が上記精神障がいの程度(療育手帳の認定がAまたはB)に相当する方がいる世帯。
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方がいる世帯。
- ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ⑥ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満)の方がいる世帯。
- ⑦ 満60歳以上の方で構成される世帯(18歳未満の方を含んでもよい)。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者などがいる世帯。
- ⑨ 小学校就学前の子どものいる世帯。

あなたの世帯が①～⑨のいずれにも該当しない場合

あなたの世帯が①～⑨のいずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後  
月収 158,000 円以下  
であること  
※改良住宅は 114,000 円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後  
月収 214,000 円以下  
であること  
※改良住宅は 139,000 円以下

## ◆単身で申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)
2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。
3. 戸籍上配偶者がいない方。

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

単身で  
申し込みの場合

### ● 単身で申し込む場合 (2DK以下の間取りの住宅しか入居できません。)

- ① 満60歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から3級までの方。
- ④ 知的障がいの程度が上記精神障害がい程度(療育手帳の認定がAまたはB)に相当する方。
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方。
- ⑥ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑦ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満)の方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者などの方。
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者(一時保護または保護が終了してから5年を経過していない方。もしくは裁判所からの保護命令から5年を経過していない方)。
- ⑩ 犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方。
  - a 犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方。
  - b 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方。
- ⑪ 生活保護法を受けている方。

あなたが①、⑨～⑪だけに該当する場合

あなたが②～⑧いずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後  
月収 158,000 円以下  
であること

※改良住宅は 114,000 円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後  
月収 214,000 円以下  
であること

※改良住宅は 139,000 円以下

# 入居収入基準早見表

## ●普通町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層世帯	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

## ●改良町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下	4,763,999円 以下
裁量階層世帯	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下	5,135,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,368,000円 以下	1,748,000円 以下	2,128,000円 以下	2,508,000円 以下	2,888,000円 以下	3,268,000円 以下
裁量階層世帯	1,668,000円 以下	2,048,000円 以下	2,428,000円 以下	2,808,000円 以下	3,188,000円 以下	3,568,000円 以下

（注）

- この表は8ページの特別控除（2～6）の対象者のいない世帯で、収入のある方が1人の場合です。
- 給与収入の場合は、諸手当、賞与、税金等すべて含めた総収入です。
- 世帯員数については遠隔地扶養者も含まれます。
- 給与収入の場合の上記の表については、総収入金額となりますので、総所得金額を計算する場合には、11ページの「総収入金額から、総所得金額を計算する方法で年間所得金額を計算して下さい。

## 各種控除の内容及び控除額

(所得税法上により認定されたものであることが必要です。)

	控除の種類	控 除 の 内 容	控除額 (該当者一人につき)
1	親 族 控 除	同居する親族（申込本人を除く）及び遠隔地扶養親族（婚約者も含む）	380,000 円×（ ）人
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方	100,000 円×（ ）人
3	特 定 扶 養 親 族 控 除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の方（配偶者を除く）	250,000 円×（ ）人
4	ひとり親控除	その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がない者で、生計を一にする子（その年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下の者、他の者の扶養親族等となされていない者）を有しているひとり親（合計所得金額が 500 万円以下の者）	350,000 円 <span style="font-size: small;">〔所得が 350,000 円未満の場合はその額になります〕</span>
5	寡 婦 控 除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得が 500 万円以下の者。 ②夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明な人で、合計所得金額が 500 万円以下の者。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。	270,000 円 <span style="font-size: small;">〔所得が 270,000 円未満の場合はその額になります〕</span>
6	障 害 者 控 除	申込本人や同居する親族及び遠隔地扶養親族のうち障がいがある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2 級の方は特別障害者） ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1 級の方は特別障害者） ③療育手帳の交付を受けている方（A の方は特別障害者） ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障害者） ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障がい者とされている方は特別障害者）	普通障害者 270,000 円×（ ）人  特別障害者 400,000 円×（ ）人
7	振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	100,000 円
<b>控 除 合 計 金 額</b>			<b>円</b>

※ 年齢は、申込日現在の満年齢です。



9 ページ「控除合計金額」へ

# 収入計算書

●入居申込みをする場合の収入は、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。

### あなたの世帯の月収額の算出法

**課税所得** ※収入額ではなく、所得額を記入。

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

(所得の調べ方)

- 給与所得者：現職場に前々年の12月以前から勤務した方……10ページ  
現職場に前年の1月以降に勤務した方……11ページ
- 事業所得者 ……………12ページ
- 年金所得者 ……………13ページ

合計年間所得金額
円

-

控除合計金額
円

÷ 12 =

あなたの世帯の月収額
円

あなたの世帯の家賃ランクです

		計算後の月収額 (円)	家賃ランク
一般階層世帯	裁量階層	0 ~ 104,000	A
	階層世帯	104,001 ~ 123,000	B
		123,001 ~ 139,000	C
		139,001 ~ 158,000	D
		158,001 ~ 186,000	E
	186,001 ~ 214,000	F	

※神山前(改良)住宅の収入基準は、左の表ではなく、下記のとおりになります。

- 一般階層 114,000 円以下
- 裁量階層 139,000 円以下

E・Fは6、7ページの裁量階層に該当した世帯のみの基準です。

☆ 令和 8 年度

## 町営住宅の概況及び使用料一覧表 ☆

(円/月)

住宅名	建設年度	棟 番 号		戸数	構造	間取り	床面積 (㎡)	駐 車 場 有 無	風 呂 釜 有 無	一 般 世 帯				裁量階層世帯							
										月 額 所 得						A	B	C	D	E	F
										0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000						
二 本 杉	S 36	22~25.71		2 0	簡易耐火 平屋	2 K	29.99	無	無	4,000	4,600	5,300	5,900	6,800	7,800						
	S 38	62		4		2 K	31.47			4,400	5,000	5,800	6,500	7,400	8,600						
	S 39	63~66		1 6		2 K	31.47			4,400	5,100	5,900	6,600	7,600	8,700						
	S 40	67~70.72~74		2 8		2 K	31.47			4,500	5,200	6,000	6,800	7,700	8,900						
並 松	S 43	3~ 6		1 6	簡易耐火 平屋	2 K	31.47	無	無	3,800	4,400	5,100	5,700	6,600	7,600						
	S 45	1~ 2		8		2 K	36.52			4,700	5,400	6,200	7,000	8,000	9,200						
		10~12		1 0		2 K	34.00			4,300	5,000	5,700	6,500	7,400	8,500						
	S 46	7~ 9		1 2		2 K	34.00			4,400	5,100	5,800	6,600	7,500	8,700						
S 47	17~19		1 5	2 K	34.00	4,500	5,200	5,900	6,700	7,600	8,800										
土 手 内	S 29	全戸		6	簡易耐火 2階建	3 K	42.90	無	無	5,200	6,100	6,900	7,800	9,000	10,300						
西 船 迫	S 55	1号棟 (全戸)		1 6	R C造 4階	4 K	67.42	有	有	12,400	14,300	16,300	18,400	21,100	24,300						
	S 60	2号棟		8		3 DK	72.68			14,300	16,500	18,900	21,400	24,400	28,200						
		末番 (2・3)		8		3 LDK	68.84			15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100						
		末番 (1・4)		8																	

住宅名	建設年度	棟番号 (部屋番号)	戸数	構造	間取り	床面積 (㎡)	駐 車 場 有 無	風 呂 釜 有 無	B S ア ン テ ナ	一 般 世 帯				裁量階層世帯							
										月 額 所 得						A	B	C	D	E	F
										0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
船岡駅前	S58	末番(1・4・6)	12	RC造 4階	3DK	60.50	有	有	無	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000						
		102・103号室(身障用)	2		2LDK					17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200						
		末番(2・3・5)	10		3LDK	64.60															
槻木駅前	H2 ~3	102・103号室(身障用)	2	SRC造 11階	3LDK	76.50	有	有	無	22,100	25,500	29,100	32,900	37,600	43,400						
		末番(2・3)	20		3LDK																
		末番(1・4)	21		4DK	79.43															
山下	H7	全戸	12	RC造 3階	3LDK	84.78	有	有	無	21,100	24,300	27,800	31,400	35,900	41,400						
北船岡1号棟	H15	末番(3・4・5)	30	RC造 10階	1LDK	59.00	有	有	有	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900						
		末番(2)	10		2LDK	68.50				21,200	24,400	28,000	31,500	36,000	41,600						
		206・306・406号室	3		2LDK	68.50															
		506・606・706・806・906 1006号室	6		2LDK	68.50															
		末番(1)	10		3LDK	78.50															
北船岡2号棟	H24	末番(4・5)	16	RC造 8階	1LDK	60.95	有	有	有	20,000	23,100	26,400	29,700	34,000	39,200						
		末番(1・2・3)	23		2LDK	66.20				21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700						
		末番(6)	8		3LDK	75.65				24,800	28,700	32,800	37,000	42,200	48,800						

北船岡3号棟	H27	末番(4・6)	14	RC造 7階	1LDK	60.95	有	有	有	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600
		末番(3・5・7・8)	27		2LDK	66.20				20,800	24,000	27,500	31,000	35,500	40,900
		末番(1・2・9)	21		3LDK	75.65				23,800	27,500	31,400	35,400	40,500	46,700
北船岡4号棟	H30	末番(3・4・6・7)	12	RC造 3階	1LDK	60.95	有	有	有	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100
		末番(5・8・9)	8		2LDK	66.20				21,100	24,300	27,800	31,400	35,900	41,400
		末番(1・2・10)	9		3LDK	75.65				24,100	27,800	31,800	35,800	41,000	47,300
北船岡5号棟	R2	末番(4・5・6)	9	RC造 3階	1LDK	60.95	有	有	有	19,500	22,500	25,700	29,000	33,100	38,200
		末番(3・7)	5		2LDK	66.20				21,200	24,400	28,000	31,500	36,000	41,600
		末番(1・2)	6		3LDK	75.65				24,200	27,900	31,900	36,000	41,100	47,500

○駐車場

駐車場使用料	駐車場 有 の住宅の使用料 1区画 一律3,000円/月
--------	---------------------------------

★ 改良住宅

							収入基準額	割増率0.3	割増率0.5	割増率0.8	※割増率は、 入居3年を経過し 収入額が収入基準 額を超えた方にか かります。			
							0 114,000	114,001 158,000	158,001 191,000	191,001 以上				
神山前	S44	1号棟	24	RC造 4階	2K	39.75	無	無	無	10,500		13,600	15,700	18,900
	S45	2号棟	32		2K	40.71				11,000		14,300	16,500	19,800
	S46	3号棟	32		2K	40.71				11,000	14,300	16,500	19,800	